

令和6年度

ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ
【女性リーダー育成型、調査分析】
公募要領

文部科学省 科学技術・学術政策局

令和6年3月

< 目 次 >

1. 事業の目的	3
2. 事業の概要	4
A 女性リーダー育成型	5
(1) 対象機関	
(2) 申請者	
(3) 選定予定件数	
(4) 補助事業期間	
(5) 申請対象となる取組	
(6) 補助対象となる経費	
(7) 重複申請の制限	
B 調査分析	12
(1) 対象機関	
(2) 申請者	
(3) 選定予定件数	
(4) 補助事業期間	
(5) 申請対象となる取組	
(6) 補助対象となる経費	
(7) 重複申請の制限	
3. 重複申請の制限（一覧）	14
4. 審査方法	15
5. 申請方法	15
6. 取組の実施	17
7. 留意事項	18
8. 問い合わせ先	29
9. スケジュール（予定）	30

1. 事業の目的

我が国における女性研究者の割合は、これまでの女性研究者支援に係る取組等の結果、増加する傾向にありますが、欧米の先進諸国と比べると未だ低く、また、女性研究者の上位職への登用もなかなか進まない状況にあります。男女共同参画の観点はもとより、多様な視点や発想を取り入れ、研究活動を活性化し、組織としての創造力を発揮する上でも、女性研究者数の増加に引き続き取り組むとともに、女性研究者の研究力向上を図ることは極めて重要です。

こうした中、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年9月4日法律第64号）（以下「女性活躍推進法」という。）」において、女性の個性と能力が十分に発揮できる社会を実現するため、国や地方公共団体、一般事業主（大学や独立行政法人を含む。）の各主体における女性の活躍推進に関する責務等が定められています。また、「第6期科学技術・イノベーション基本計画（令和3年3月閣議決定）」と「第5次男女共同参画基本計画（令和2年12月閣議決定）」においては、科学技術イノベーションの創出に向けて、女性の活躍促進に関する方向性が盛り込まれており、大学における女性研究者の新規採用割合についての目標値^{*1}や上位職への登用に係る目標値^{*2}が設定されています。このような関係の法律や基本計画等に基づいて、政府として、女性研究者等の活躍に向けた取組が進められています。

他方、女性研究者への取組と若手研究者への取組は密接不可分な点が多くあります。女性研究者を含む若手研究者は研究現場の原動力であり、その育成・活躍促進には明確なキャリアパスの下、様々な経験や挑戦の機会が必要ですが、我が国の基礎科学力の低下が深刻化している中、若手研究者の雇用が引き続き不安定であるなど課題が山積しています。こうした中、「第6期科学技術・イノベーション基本計画」においては、若手研究者の数や割合に関する目標値^{*3}が設定されています。このため、大学等においては、研究人材のキャリアパス構築に係る取組を総合的に実施し、全学的なキャリアマネジメントを促すことが急務であり、大学改革の一環として推進する必要があります。

このような状況を背景として、ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ（以下「本事業」という。）は、女性研究者がその能力を最大限発揮できるよう、研究と出産・育児・介護等（以下「ライフイベント」という。）との両立や女性研究者の研究力向上を通じたリーダーの育成を一体的に推進するなど、研究環境のダイバーシティ実現に関する目標・計画を掲げ、優れた取組を体系的・組織的に実施する大学や独立行政法人等を選定し、その取組を重点的に支援するものです。

※1 大学における女性研究者の新規採用割合について、2025年までに、理学系20%、工学系15%、農学系30%、医学・歯学・薬学系合わせて30%、人文科学系45%、社会科学系30%の目標値が設定されています。（第5次男女共同参画基本計画及び第6期科学技術・イノベーション基本計画）

※2 大学の教員に占める女性の割合として、教授等（学長、副学長及び教授）早期に20%、2025年までに23%の目標値が設定されています。（第5次男女共同参画基本計画及び第6期科学技術・イノベーション基本計画）

※3 40歳未満の大学本務教員の数を1割増加させるとともに、将来的に、我が国全体の大学本務教員に占める40歳未満の教員の割合が3割以上となることを目指すとされています。（第6期科学技術・イノベーション基本計画）

2. 事業の概要

本事業は、研究環境のダイバーシティを高め、優れた研究成果の創出につなげるため、女性研究者のライフイベント及びワーク・ライフ・バランスに配慮した研究環境の整備や女性研究者の研究力向上のための取組、女性研究者の積極採用や研究中断、あるいは離職した女性研究者の復帰・復職支援及び女性研究者の上位職への積極登用にに向けた取組等を支援するものです。

令和6年度においては、以下の取組について補助金による支援を行います。

- ① 学長・副学長等や教授・准教授等の上位職への女性研究者の登用を推進するため、挑戦的・野心的な数値目標を掲げる大学等の優れた取組を支援する「女性リーダー育成型」

なお、各機関・地域の特色を踏まえた、女性研究者の活躍推進や女性研究者を含む若手研究者の育成・確保をはじめ総合的なキャリアマネジメントに向けた機関としての目標・行動計画※を設定・公表することを要件とします。

また、これに加えて以下の取組について補助金による支援を行います。

- ② 女性研究者の活躍促進に資する、海外の大学・研究機関等における優れた取組事例に関する調査・分析を行う取組に対して支援する「調査分析」

なお、国の財政状況等に鑑み、補助期間中の事業計画を必ずしも保証するものではないことに留意してください。また、国の補助金の交付決定は国の会計年度ごとに行われます。本事業の各事業計画に基づき、その経費については会計年度ごとに区別して使用できるよう留意してください。

- ※ 当該目標・行動計画は、以下の計画等と関連していることを要件とします。
- ・国立大学法人、大学共同利用機関法人及び独立行政法人については、当該法人の中期目標・中期計画
 - ・女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定している機関（上記法人を含む。）については、当該計画
 - ・その他、各機関における中長期的な戦略（機関として策定・公表しているもの。）

A 女性リーダー育成型

(1) 対象機関

女性研究者が在籍している以下のいずれかに該当する機関のうち、自然科学全般又は自然科学と人文学・社会科学との融合領域の研究活動を行う単独の機関による申請、あるいは複数の機関による共同申請とします。なお、共同申請にあたっては、1つの機関を代表機関とし、その他の機関を共同実施機関として参画するように構成することとします。（なお、代表機関と共同実施機関を併せて、以下「連携機関」という。）

- ・大学（ただし、学校教育法第109条の規定に基づき文部科学大臣の認証を受けた者による直近の評価の結果、「不適合」の判定を受けている大学は除く。）
- ・大学共同利用機関法人
- ・独立行政法人

※本事業の補助期間中に実施機関が国際卓越研究大学に認定される場合、当該大学の国際卓越研究大学研究等体制強化計画に記載され、助成の対象となる取組と本事業による支援に重複が生じないよう、重複する部分については本事業からの補助は行いません。

(2) 申請者

本事業への申請者は、機関の長とします。

(3) 選定予定件数

5件程度

(4) 補助事業期間

補助事業期間は6年間とし、うち5年間（令和10年度まで）について補助金を交付します。なお、事後評価は6年間の補助事業期間終了後の翌年度（事業開始から7年度目）に実施しますので、7年度目にも本事業に係る取組・成果等のデータを提出していただく必要があります。また、文部科学省が別途指定する時期（3年度目）に中間評価を行う予定としています。

(5) 申請対象となる取組

教授・准教授等の上位職への女性研究者の登用を推進するため、挑戦的・野心的な数値目標を掲げ、独自のアイデアで総力を挙げ取り組む機関に対して支援を行います。

なお、挑戦的・野心的な数値目標とは、当該補助金のみではなく、機関における独自の財源も勘案しなければ到底達成することができないレベルでの高い目標を想定しています。具体的には、第5次男女共同参画基本計画及び第6期科学技術・イノベーション基本計画で政府目標として掲げている目標値（※）を大幅に上回るような、機関としての飛躍的な目標値の設定を想定しています。また、中間評価実施時に、当初目標が達成されないことが明らかである機関については、4年度目以降の補助金による支援を打ち切る可能性があります。

- ※ 大学における女性研究者の新規採用割合について、2025年までに、理学系 20%、工学系 15%、農学系 30%、医学・歯学・薬学系合わせて 30%、人文科学系 45%、社会科学系 30%の目標値が設定されています。（第5次男女共同参画基本計画及び第6期科学技術・イノベーション基本計画）
- 大学教員のうち、教授等（学長、副学長及び教授）に占める女性割合として早期に 20%、2025年までに 23%の目標値が設定されています。（第5次男女共同参画基本計画及び第6期科学技術・イノベーション基本計画）

具体的には、以下に例示するような取組が対象となります。挑戦的・野心的な数値目標の達成には、各機関により異なる様々な課題に対応することが必要と考えられ、このため「A 女性リーダー育成型」では幅広い取組を支援対象としうることとしています。ただし、目標達成に向けては、当該補助金による取組のほか、機関独自の取組も合わせ、機関を挙げて戦略的に取組を展開することが必要であることに留意ください。また、これに加えて「2. 事業の概要」に記載のとおり、女性研究者の活躍推進や女性研究者を含む若手研究者の育成・確保をはじめ総合的なキャリアマネジメントに向けた機関としての目標・行動計画を設定・公表することが必要です。

なお、取組の推進に当たっての経費については、本補助金のみならず企業や海外ファンディング機関等の外部資金も含めての計画であることを推奨します。

（具体的な取組例）

（指導的地位に占める女性研究者の割合向上に係る取組）

- ・当該機関における指導的地位（大学においては准教授以上）に占める女性研究者の割合向上に向けた取組に対する支援（例：機関に属する特に優秀な女性研究者への顕彰や研究費の支援、適切な昇格の実施に係る支援）

（研究力の向上等に係る取組）

- ・競争的研究費獲得セミナー（男性研究者の参加も可）など、女性研究者の研究力向上のための取組の実施
- ・女性研究者の海外派遣や帰国後の活躍促進を通じた、女性研究者の研究力の向上並びに上位職登用の促進を図る取組の実施
- ・研究専念制度の導入により一定期間、研究に専念できる環境を提供することにより、研究力の向上を図る取組の実施
- ・女性研究者が上記の海外派遣や研究専念制度等により不在とする期間に、教育・研究活動を代わりに実施する代替要員の配置

（研究効率の向上等に係る取組）

- ・ライブイベントを迎えた女性研究者が効果的・効率的に研究を行うための、実験ノートの電子化、AI・IoTの活用等による研究室のスマートラボラトリ化等に係る取組
- ・大学の異なるキャンパス間や遠隔での研究遂行、在宅勤務等を可能とする研究環境の整備や働き方改革等に係る取組

(機関連携や共同研究の推進等に係る取組)

- ・ 連携機関で、ワーク・ライフ・バランスに配慮しつつ、共同研究やクロスアポイントメント制度等を通じた女性研究者の研究力向上、女性リーダーの育成を図るための取組、及び、そのためのマネージャー等の配置
- ・ 共同研究等の推進に向けた勉強会等の開催や、当該取組の結果として、機関において特に有用と認められた、女性研究者を研究代表者とする共同研究の推進
- ・ 連携機関の研究者への支援を通じた好事例の展開（例：機関内保育所やカウンセラーを配置した相談室などの共同利用）

(課題を有する分野に係る取組)

- ・ 先端的、産業ニーズの高い分野における、産学連携による共同研究等を通じた女性リーダー（女性だけでなく、男性を含めたグループも含む。）の育成を図るための取組
- ・ 当該機関において女性研究者割合や博士課程（後期）への女子の進学割合が低く、底上げが必要な分野における、裾野拡大のための学生・保護者・教員等向けの啓発活動、博士課程（後期）の女子学生を対象とした学内フェロシップ制度等の構築及びフェロシップの支給を通じた支援等の取組
- ・ 当該機関において女性研究者割合が低い分野等における、研究教育機関や企業等の女性研究者・技術者を対象としたリカレント教育等システムの構築

(意識啓発等に係る取組)

- ・ 研究組織の幹部、研究者等を対象とした女性研究者の採用、上位職登用等に関する意識啓発のための活動（例：機関幹部対象のセミナーの実施）
- ・ 機関におけるより広いダイバーシティ研究環境の実現に向けた意識改革（男性・女性ともに対象としたもの）等の取組
- ・ 女性研究者の裾野拡大のため、学生向けのキャリアパスの相談や学生・保護者向けの啓発活動等の充実

(人事・教育制度関係)

- ・ 人事計画の策定や人事審査委員会等への女性の参画
- ・ ライフイベントを考慮した業績評価・人事評価システムの構築、上位職登用システムの構築
- ・ 女性研究者の活躍促進や上位職登用につながるリカレント教育等システムの構築

(機関の設定した全体の目標達成に必要な支援体制の整備)

- ・ 女性研究者が研究活動を継続するに当たって生じる諸課題（ワーク・ライフ・バランス、ライフイベントとの両立、研究を中断することによる不公平な処遇など）を解決するに当たって、マネージャー、コーディネーター及びカウンセラーの配置や相談室の整備など、女性研究者に対する支援体制及び相談体制の確立
- ・ 男女問わず研究者が研究等とライフイベントを両立できるよう、ライフイベントの期間中の研究活動等を支援する者（支援する場合であっても、保育を行う者は対象とは

なりません。)の配置

- ・研究者（男性研究者も対象）の育児・介護を支援するためのサポーター等に対する講習会等の実施
- ・夜間保育、休日保育、病児・病後児保育、学童保育の利用に対する支援制度の構築（例：所属の研究者が上記の保育サービスを利用する際の支援）
- ・フレックスタイム勤務制度や時短勤務など柔軟な勤務体制の確立
- ・ライフイベントによる研究中断（離職した女性研究者を含む。）からの復帰・復職支援の仕組みの構築（例：スタートアップ研究費の支援、学会参加の支援、論文投稿の支援、柔軟な勤務制度（短時間勤務等）の構築）
- ・研究者の採用に伴う家族の同居・帯同支援や、女性の応募者数の増加を目指した工夫などによる、従前の取組から更に高い目標の達成に向けた仕組みの構築
- ・女性研究者の活躍促進を踏まえたより広いダイバーシティ研究環境を形成するための関連プログラムを開発するための調査等の実施

（6）補助対象となる経費

- ・申請内容の実施に必要な経費の一部については、文部科学省から補助金として機関に交付します。
- ・補助金は、原則として、1件当たり年間3,500～7,000万円程度とします。
- ・令和7年度以降の補助金については、財政事情等により減額する場合があります。
- ・補助対象となる経費は、具体的に以下に示すものとします。

女性研究者の上位職登用に向け実施する挑戦的な取組に関する経費であり、例えば以下に関するもの

（指導的地位に占める女性研究者の割合向上に係る経費）

1. 機関に属する特に優秀な女性研究者への顕彰・研究費の支援に必要な経費
2. 女性研究者の雇用経費^{※1}（上位職と現職との差額に限る）

（研究力の向上等に係る経費）

3. 女性研究者の研究力向上のための競争的研究費獲得セミナー等の開催に必要な経費
4. 女性研究者の海外研究機関への派遣や、研究専念制度等の実施に必要な旅費、滞在費、研究費（この場合においては、補助金による女性研究者への支援に加え、自主的に、若手研究者にも対象を広げて海外研究機関へ派遣等を行う取組とすることを要件とする。）
5. 女性研究者が海外派遣や研究専念制度等により不在とする期間、実施機関において当該女性研究者が行うことを予定していた教育・研究活動を代わりに実施する者の雇用等経費
6. 女性研究者の研究力向上や上位職への登用につながる、研究リーダーに相応しい研究能力やマネジメント能力等の育成に必要な経費

(研究効率の向上等に係る経費)

7. 女性研究者（男性研究者^{※2}も対象）の研究効率向上のための実験ノートの電子化、研究室のスマートラボラトリ化等に必要な経費
8. 女性研究者（男性研究者^{※2}も対象）の研究効率向上のため、大学の異なるキャンパス間や遠隔での研究遂行、在宅勤務等を可能とする研究環境の整備等に必要な経費

(機関連携や共同研究の推進等に係る経費)

9. 共同研究等の推進に向けた勉強会・ワークショップ・研究成果発表会等の開催に必要な経費
10. 9.の取組等の結果として、機関において特に有用と認めた共同研究プロジェクトのうち、女性研究者が研究代表者となったものに係る研究費
11. 機関内保育所及び相談室を共同利用するために必要な経費
12. 連携機関が相互に連絡調整を行うための経費（通信運搬費等）
13. 女性研究者が企業等においてインターンシップを行うために必要な経費（旅費・消耗品費）

(課題を有する分野に係る経費)

14. 産学連携による共同研究等において女性研究者が研究代表者となったもの（女性だけでなく、男性を含めたグループも含む。）に係る研究費
15. 学生や保護者、地域住民を対象とした、女性研究者の研究成果報告会等の開催など普及・啓発活動に必要な経費
16. 博士課程（後期）の女子学生を対象とした、学内フェロースhip制度等の構築及び女子学生への支援に必要な経費（例えば対象女子学生に支給するフェロースhip（生活費相当額・研究費）等）^{※3}

(意識啓発等に係る経費)

17. 機関内の幹部や研究者を対象とした女性研究者の採用・上位職登用等に関する意識啓発のための研修会等の開催に必要な経費（研修会等における一時保育に係る経費を含む。）
18. 機関内でより広いダイバーシティ研究環境を形成するに当たって必要となる意識改革等の取組に係る経費
19. 学部や博士課程（前期）等の女子学生を対象とした、博士課程（後期）進学や研究者という職業選択に向けた相談会やセミナー等の開催、広報物の作成に必要な経費

(人事・教育制度関係に係る経費)

20. 女性研究者の活躍促進や上位職登用につながるリカレント教育等システムの構築に必要な経費

(機関の設定した全体の目標達成に必要な支援体制の整備に係る経費)

21. 「(5)申請対象となる取組」の企画、運営、実施等を行う実施機関における特別の支援組織(以下「支援室」という。)や相談室の維持費(ウェブサイトの維持管理費、支援室及び相談室内で使用する設備備品、消耗品等)
22. 実施機関の支援室において、当該業務を担当するマネージャー、コーディネーター、カウンセラー、相談員、事務員等(共同実施機関と連携した取組を実施するため代表機関において雇用する者を含む。)の雇用経費
23. 研究とライフイベントの両立等のために必要な実施機関の研究者(男性研究者^{※2}も対象)の活動を支援する者(支援する場合であっても保育を行う者は対象とはなりません。)を、事業実施機関の規程に基づき雇用するための経費
24. 研究者(男性研究者^{※2}も対象)の育児・介護を支援するためのサポーター等を学生や地域住民等から募集し、講習会等を行うために必要な経費
25. 機関における保育支援に必要な経費。ただし、夜間保育、休日保育、病児・病後児保育、学童保育の利用に対する支援制度を構築した機関における当該制度の実施に必要な経費(男性研究者^{※2}も対象)に限る
26. 研究中断からの復帰・復職支援に必要な経費。ライフイベントによる研究中断から復帰・復職する研究者(男性研究者^{※2}も対象)の研究費や復帰・復職支援制度(例:スタートアップに係る研究能力向上のための研修・講習会、復帰・復職直後の論文作成支援等)を構築した機関における当該制度の実施に必要な経費
27. 研究者の採用に伴う家族の同居・帯同支援や、女性の応募者数の増加を目指した工夫などによる、従前の取組から更に高い目標の達成に向けた仕組みの構築・実施に必要な経費
28. 女性研究者の活躍促進を踏まえたより広いダイバーシティ研究環境を形成するための関連プログラムの開発・実施に必要な経費
29. 他機関の男女共同参画推進や女性研究者支援の取組に係る調査及び当該取組に関するシンポジウムやセミナー等への参加に必要な経費

※1 目標値達成のためだけに補助期間のみ上位職へ登用する女性研究者の雇用経費は除きます。

※2 原則として女性研究者に対する取組に必要な経費を想定していますが、機関において構築・整備した制度については、男性研究者も対象とすることが可能です。

※3 留学生を採用する際は多様な国籍であることに留意してください。また、支援を受けた留学生は、フェローシップ修了後、我が国の科学技術・イノベーションへ貢献することが期待されます。

・上記の補助対象経費において、使用できる経費の種類は、原則として別表に示すものとしします。

・以下に示す経費は補助対象となりません。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 中高生及びその保護者のみを対象とした取組・ 施設の建設や改修に係る経費・ 保育所の整備、保育士の雇用等 |
|---|

(7) 重複申請の制限

「A 女性リーダー育成型」は申請機関における組織的な取組であることから、1 機関につき1つの申請とし、2つ以上の申請を行うことはできません。なお、令和5年度以前に既に本事業（「調査分析」を除く。）に選定され、現在も事業期間が継続中の機関（「女性リーダー育成型」および「牽引型」における共同実施機関を含む。）からの申請については、既存事業の取組内容及び補助対象経費の計上について、明確に切り分けることができる範囲での申請を可能とします。ただし、事業計画及び実績報告時において、両事業における経費計上の切り分けが明確でないと判断された場合、補助金の充当ができない場合がありますので予めご留意ください。

また、博士後期課程在籍の女子学生へのフェローシップ制度を構築する場合、国立研究開発法人科学技術振興機構の「科学技術イノベーション創出に向けた大学フェローシップ創設事業」及び「次世代研究者挑戦的研究プログラム」並びに独立行政法人日本学術振興会の「特別研究員（DC）」をはじめとする、国費により支援を受けている学生に対しての補助については、補助金を充当することはできませんので予めご留意ください。

B 調査分析

(1) 対象機関

広く調査・分析を行う観点から、女性研究者が在籍している以下のいずれかに該当する機関であって、自然科学全般又は自然科学と人文学・社会科学との融合領域の研究活動を行う複数の機関（2機関程度以上）の共同申請を原則とします。共同申請に当たっては、1つの機関を代表機関とし、その他の機関を共同実施機関として参画するように構成し、代表機関は大学、大学共同利用機関法人、独立行政法人とします。

- ・ 大学（ただし、学校教育法第109条の規定に基づき文部科学大臣の認証を受けた者による直近の評価の結果、「不適合」の判定を受けている大学は除く。）
- ・ 大学共同利用機関法人
- ・ 独立行政法人
- ・ 高等専門学校
- ・ 研究所等（大学共同利用機関法人・独立行政法人が設置する研究所等の組織）

(2) 申請者

本事業への申請者は、機関の長とします。

(3) 選定予定件数

1件程度

(4) 補助事業期間

補助事業期間は2年間とします。1年度目の開始時点及び終了時点で文部科学省等と調査・分析の方向性について合意していただきます。その後、2年度目の終了後には成果報告書を提出していただきます。なお、事後評価は補助事業期間終了後の翌年度（事業開始から3年度目）に実施します。

(5) 申請対象となる取組

代表機関と共同実施機関における女性研究者の活躍促進に係る取組の調査・分析を行い、その分析結果を踏まえ、我が国の女性研究者の活躍促進のための方策の検討に資する海外の取組事例の調査・分析を行う取組です。文部科学省等と調査対象やテーマについて相談をしつつ、先進的な取組がみられる複数国（2か国以上）を対象に調査・分析を行います。調査の際には、単に機関の長にヒアリング等を行うのみでなく、現場の研究者に実際にヒアリングを行うようにしてください。

具体的には、海外の大学・研究機関等の取組事例及び先進的な取組がみられる複数国の制度等に関する以下に示すような調査・分析を想定しています。

(海外の大学・研究機関等における女性研究者の活躍促進に向けた取組)

- ・ 人事選考（新規採用、上位職への登用等）における意識改革の取組（「無意識の偏見（アンコンシャス・バイアス）」解消に向けた取組、教員評価等に関する取組も含む。）に関する調査・分析

- ・女性リーダー育成の取組に関する調査・分析
- ・女性研究者の次世代（大学院博士課程学生、若手研究者）育成の取組に関する調査・分析

（6）補助対象となる経費

- ・申請内容の実施に必要な経費の一部については、文部科学省から補助金として代表機関と共同実施機関に交付します。
- ・1件当たりの補助金は、原則として、年間2,500万円を上限とします。
- ・令和7年度の補助金については、財政事情等により減額する場合があります。
- ・補助対象となる経費は、具体的に以下に示すものとします。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> 1. 「（5）申請対象となる取組」の企画・運営・実施に必要な経費（当該業務を実施するマネージャー、調査分析担当職員、事務員等の雇用経費、設備備品、消耗品等） 2. 女性研究者の活躍促進のための方策の検討に資する海外の取組事例の調査・分析に必要な経費 3. シンポジウム等の実施やウェブサイトの構築・運営に必要な経費 |
|---|

- ・補助対象経費において、使用できる経費の種類は、原則として別表に示すものとします。

- ・以下に示す経費は補助対象となりません。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・施設の建設や改修に係る経費 |
|--|

3. 重複申請の制限（一覧）

過去に本事業に選定され、事業を実施している機関における申請、また、本年度における同時申請についての制限は、以下のとおりです。

選定年度・類型 (令和6年度は同時申請の類型)		令和6年度公募（申請可：○、申請不可：×）	
		女性リーダー育成型※	調査分析
令和元年度	牽引型	○	○
	先端型	○	○
	調査分析	○	○
令和2年度	牽引型	○	○
	先端型	○	○
	特性対応型	○	○
	調査分析	○	○
令和3年度	牽引型	○	○
	先端型	○	○
	特性対応型	○	○
	調査分析	○	○
令和4年度	女性リーダー育成型	×	○
	特性対応型	○	○
	調査分析	○	○
令和5年度	女性リーダー育成型	×	○
	調査分析	○	×
令和6年度	女性リーダー育成型		○
	調査分析	○	

※ 女性リーダー育成型は、1機関につき1つの申請とし、2つ以上の申請を行うことはできません（「調査分析」との同時申請は可。）。なお、令和5年度以前に既に本事業（「調査分析」を除く。）に選定され、現在も事業期間が継続中の機関（「女性リーダー育成型」および「牽引型」における共同実施機関を含む。）からの申請については、既存事業の取組内容及び補助対象経費の計上について、明確に切り分けることができる範囲内の申請を可能とします。ただし、事業計画時及び実績報告時において、両事業における経費計上の切り分けが明確でないと判断された場合、補助金の充当ができない場合がありますので予めご留意ください。

また、博士後期課程在籍の女子学生へのフェローシップ制度を構築する場合、国立研究開発法人科学技術振興機構の「科学技術イノベーション創出に向けた大学フェローシップ創設事業」及び「次世代研究者挑戦的研究プログラム」並びに独立行政法人日本学術振興会の「特別研究員(DC)」をはじめとする、国費により支援を受けている学生に対しての補助については、補助金を充当することはできませんので予めご留意ください。

※ 本事業の補助期間中に実施機関が国際卓越研究大学に認定される場合、当該大学の国際卓越研究大学研究等体制強化計画に記載され、助成の対象となる取組と本事業による支援に重複が生じないように、重複する部分については本事業からの補助は行いません。

4. 審査方法

本補助金の交付先選定のための審査は、「ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ委員会（以下「委員会」という。）」において行います。

審査は、書面審査及び必要に応じて面接審査を行いますが、審査の過程で追加の資料を求める場合があります。審査方法や審査の観点については、「令和6年度ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ審査要領」を参照してください。

選定機関は、文部科学省において、委員会の審査結果を踏まえ、決定します。

5. 申請方法

本事業への申請に当たっては、下記の方法で行ってください。

(1) 申請書類

① 「A 女性リーダー育成型」：様式A 1～A 7

※ A 7は該当機関のみ提出

② 「B 調査分析」：様式B 1～B 5

※ 「A 女性リーダー育成型」及び「B 調査分析」とも、申請書類とは別に「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定、令和3年2月1日改正）に基づく体制整備等自己評価チェックリスト及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日文部科学大臣決定）に基づく取組状況に係るチェックリストが提出されていることが必要です。（詳細は「7. 留意事項（3）、（7）」を参照。）

(2) 申請期限

令和6年5月17日（金）15:00（厳守）

(3) 提出方法

申請書類は、PDFファイルに変換していただき、電子メールで提出してください。

郵送・持参・FAXによる申請書類の提出は受け付けませんが、電子メールでの提出が困難な場合はご相談ください。

なお、必要に応じて後日申請書類の原本を提出していただく場合がありますので、原本は申請機関において保管してください。

- ・送信メールの件名は、「【ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ】機関名」とし、「機関名」には申請機関の名称を記入してください。
- ・添付ファイル名には「機関名」を付し、罫線等のずれを防ぐため、必ずPDF形式のファイルで送信してください。
- ・メールサーバーの都合上、添付ファイルは合計10MB以下でお願いします。なお、容量を超える場合は、分割して送信してください。
- ・メール到着後、翌日中（土日祝日を除く。）に受領通知を送信者に対してメールで返信します。電子メール送付から2日以内（土日祝日を除く。）に受領通知が届かない場合は、速やかに連絡してください。

（４）提出先

E-Mail : stpp-koubo@jst.go.jp（「@」は半角にしてください。）

（５）その他

- ・用紙サイズはA4縦判、横書きとし、正確を期すため、ワープロ等判読しやすいもので作成することとし、日本語で記載してください。カラーで作成することも可能としますが、審査等の際には白黒コピーで対応するため、白黒でも内容が判読できるようにしてください。
- ・提出された申請に係る書類については、本公募要領に従っていない場合や不備がある場合も、差し替えや訂正は認めません。
- ・申請に係る書類に、審査における判断の根本に関わるような重大な誤りや虚偽の記載、記載漏れがあった場合、審査対象とされないこともあります。また、虚偽の記載があった場合は、選定後においても、選定が取り消されることがあります。この場合、虚偽の記載等を行った実施機関又は実施責任者について、一定期間本事業への参加を制限します（他の競争的研究費制度においても、参加が制限される場合があります。）。
- ・提出された申請に係る書類は返還しませんので、各機関において控えを保管してください。
- ・公平・公正な公募となるよう、公募期間中の問い合わせ及び相談等については国立研究開発法人科学技術振興機構（以下「科学技術振興機構」という。）のウェブサイト等を通じて等しく周知します。
- ・選定・不選定に関わらず、選定結果を申請者に対して通知します。選定された機関に対しては、別途、補助金交付申請手続に関する連絡を行います。
- ・選定された機関については、文部科学省のウェブサイト等を通じて公表します。

6. 取組の実施

- (1) 選定された取組の実施機関は、補助金を交付されている実施期間中、申請書類に即した年次計画及びこれに対応した経費の積算（以下「計画書等」という。）を作成し、科学技術振興機構を通じて文部科学省に提出してください。これらについては、調整の結果、修正を求めることがあります。なお、補助金の交付を受けない共同実施機関においても、事業実施期間中は年次計画等を作成し、提出してください。
- (2) 補助金の交付等については、別に定める補助金の交付要綱等に基づき行います。
- (3) 実施機関は、計画書等に基づき取組を実施するほか、補助金を交付されている実施期間中、毎年度、取組の進捗状況及び経費の使用実績に関する報告書を作成し、科学技術振興機構を通じて文部科学省に提出してください。また、補助金の交付が終了した場合においても補助事業期間が終了するまでは、毎年度、本事業に係る取組・成果等のデータを提出していただく必要があります。なお、補助金の交付を受けない共同実施機関においては、文部科学省から、取組の進捗状況及び経費の使用実績について報告を求めることがあります。
- (4) 事業の実施に際しては、文部科学省及び科学技術振興機構プログラム主管（プログラムオフィサー）が、現地調査の実施などにより進捗状況を把握します。
- (5) 実施機関は取組終了時（女性リーダー育成型については事業開始から7年度目、調査分析については事業開始から3年度目）に、事業の実施状況等について成果報告書を速やかに作成し、科学技術振興機構を通じて文部科学省に提出してください。
- (6) 成果報告書等を基に、委員会において、取組終了年度の翌年度（女性リーダー育成型については事業開始から7年度目、調査分析については事業開始から3年度目）に事後評価を実施します。評価に当たっては、書面審査及び必要に応じてヒアリング審査を行うこととします。また、女性リーダー育成型については文部科学省が別途指定する時期（3年度目）に中間評価を行う予定としています。
- (7) 実施機関は、平成30年度に国立大学法人大阪大学を代表機関として選定された「ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ（全国ネットワーク中核機関（群））」と協力し、事業実施による経験や知見の全国的な普及・展開等の各種取組を推進することが望まれますので、積極的な参画をお願いします。

7. 留意事項

- (1) 補助事業の遂行及び管理
本補助金は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」、「補助金等に

係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」、「科学技術人材育成費補助金交付要綱」及び「科学技術人材育成費補助金取扱要領」に基づいた適切な経理等を行わなければなりません。

本事業の経理については、他の経理と明確に区分し、その収入及び支出の内容を記載した帳簿を備え、その収入及び支出に関する証拠書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類は当該交付を受けた年度の翌年度から5年間保存してください。

なお、設備備品等を購入した場合は、それらが国から交付された補助金により購入されたものであることを踏まえ、補助事業の期間内のみならず、補助事業の終了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図るようにしてください。

(2) 研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保

我が国の科学技術・イノベーション創出の振興のためには、オープンサイエンスを大原則とし、多様なパートナーとの国際共同研究を今後とも強力に推進していく必要があります。同時に、近年、研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクにより、開放性、透明性といった研究環境の基盤となる価値が損なわれる懸念や研究者が意図せず利益相反・責務相反に陥る危険性が指摘されており、こうした中、我が国として国際的に信頼性のある研究環境を構築することが、研究環境の基盤となる価値を守りつつ、必要な国際協力及び国際交流を進めていくために不可欠となっています。

そのため、大学・研究機関等においては、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について（令和3年4月27日 統合イノベーション戦略推進会議決定）」を踏まえ、利益相反・責務相反をはじめ関係の規程及び管理体制を整備し、研究者及び大学・研究機関等における研究の健全性・公正性（研究インテグリティ）を自律的に確保していただくことが重要です。

かかる観点から、機関としての規程の整備状況及び情報の把握・管理の状況について、必要に応じて機関に照会を行うことがあります。

(3) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく体制整備について

本事業の応募、研究実施等に当たり、研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（令和3年2月1日改正）※の内容について遵守する必要があります。研究機関においては、標記ガイドラインに基づいて、研究機関の責任の下、研究費の管理・監査体制の整備を行い、研究費の適切な執行に努めていただきますようお願いします。ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的研究費の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

※「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」については、以下の文部科学省ウェブページを参照してください。

【URL】 https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904_21.htm

(4) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」への回答・提出について

本事業の申請に当たり、各研究機関では標記ガイドラインに基づく研究費の管理・監査体制を整備すること、及びその状況等についての報告書である「体制整備等自己評価チェックリスト」（以下「チェックリスト」という。）を提出することが必要です。（チェックリストの提出がない場合の申請は認められません。）

このため、令和6年4月1日以降、文部科学省のウェブページの内容を確認の上、令和6年5月17日（金）までに、当該ウェブサイトの記載内容にしたがって令和6年度版チェックリストの回答・提出を行ってください。

なお、令和5年度版のチェックリストを提出済みの研究機関は、上記にかかわらず申請が認められますが、こちらに該当する場合は、令和6年度版チェックリストに係る回答・提出手続きを令和6年12月1日までに行ってください。

この回答・提出に係る手続きは、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から競争的研究費等の配分を受け、当該資金の管理を行っている期間中は継続して行う必要があります。

また、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から競争的研究費等の配分を受けない機関については、チェックリストの回答・手続きは不要です。

以上の点を含め、本件の詳細については、以下の文部科学省ウェブサイトを参照してください。

【URL】 https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1324571.htm

注意）上記URLは、令和5年度版チェックリストの案内ですので、令和6年4月1日以降、文部科学省ウェブサイトを参照してください。

なお、標記ガイドラインにおいて「情報発信・共有化の推進」の観点を盛り込んでいるため、不正防止に向けた取組について研究機関のウェブサイト等に掲載し、積極的な情報発信を行っていただくようお願いします。

(5) 不正使用及び不正受給への対応

本事業に関する研究費の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」という。）については以下のとおり厳格に対応します。

○研究費の不正使用等が認められた場合の措置

(i) 交付決定の取消し等の措置

不正使用等が認められた課題について、補助金の交付決定の取消し・変更を行い、補助金の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の補助金の交付決定をしないことがあります。

(ii) 申請及び参加^{※1}の制限等の措置

本事業の研究費の不正使用等を行った研究者（共謀した研究者も含む。（以下「不正使用等を行った研究者」という。））や、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの、善管注意義務に違反した研究者^{※2}に対し、不正の程度に応じて下記の表のとおり、本事業への申請及び参加資格の制限措置、若しくは嚴重注意措置をとります。

※1「申請及び参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、共同研究者等として新たに研究に参加すること、進行中の研究課題（継続課題）への研究代表者又は共同研究者等として参加することを指す。

※2「善管注意義務に違反した研究者」とは、不正使用又は不正受給に関与したとまでは認定されなかったものの、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務に違反した研究者のことを指す。

不正使用及び不正受給に係る 応募制限の対象者	不正使用の程度		応募制限期間 ^{※3} （原則、補助金等を返還した年度の翌年度から ^{※4} ）
1. 不正使用を行った研究者 及びそれに共謀した研究者	(1) 個人の利益を得るための私的流用		10年
	(2) (1) 以外	① 社会への影響が大きく、 行為の悪質性も高いと 判断されるもの	5年
		② ①及び③以外のもの	2～4年
		③ 社会への影響が小さく、 行為の悪質性も低いと 判断されるもの	1年
2. 偽りその他不正な手段により研究費等を受給した研究者及びそれに共謀した研究者			5年
3. 不正使用に直接関与していないが善管注意義務に違反して使用を行った研究者			善管注意義務を有する研究者の義務違反の程度に応じ、上限2年、下限1年

※3 以下の場合には申請及び参加を制限せず、嚴重注意を通知する。

- ・ 1.において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合
- ・ 3.において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された場合

※4 補助金等を返還した当該年度についても、参加資格を制限する。

(iii) 不正事案の公表について

本事業において、研究費の不正使用等を行った研究者や、善管注意義務に違反した研究者のうち、本事業への申請及び参加資格が制限された研究者については、当該不正事案の概要（研究機関名、不正が行われた年度、不正の内容、不正に支出された研究費の額、不正に関与した研究者数など）について、文部科学省において原則公表することとします。

また、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」においては、調査の結果、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各機関においては同ガイドラインを踏まえて適切に対応してください。

※現在、文部科学省において公表している不正事案の概要については、以下のウェブサイトを参照してください。

【URL】 https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1364929.htm

(6) 競争的研究費制度及び他の科学技術人材育成費補助金で申請及び参加の制限が行われた研究者に対する措置

他省庁を含む競争的研究費制度※及び他の科学技術人材育成費補助金事業において、研究費の不正使用等により制限が行われた研究者については競争的研究費制度及び他の科学技術人材育成費補助金において応募資格が制限されている期間中、本事業への申請及び参加資格を制限します。

「競争的研究費制度及び他の科学技術人材育成費補助事業」について、令和6年度以降に新たに公募を開始する制度も含まれます。なお、令和5年度以前に終了した制度においても対象となります。

※現在、具体的に対象となる競争的研究費制度については、以下のウェブページを参照してください。

【URL】 <https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/>

(7) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備について

研究機関は、本事業への申請及び研究活動の実施に当たり、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日文部科学大臣決定）※を遵守することが求められます。

標記ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的研究費の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

※「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」については、以下のウェブサイトを参照してください。

【URL】 https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm

(8) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリストの提出について

本事業の申請に当たり、各研究機関は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリスト」（以下「研究不正行為チェックリスト」という。）を提出することが必要です。（研究不正行為チェックリストの提出がない場合の申請は認められません。）

このため、令和6年4月1日以降、以下のウェブサイトの内容を確認の上、e-Rad から令和6年度版研究不正行為チェックリストの様式をダウンロードし、必要事項を記入の上、令和6年5月17日（金）までに、文部科学省科学技術・学術政策局研究環境課研究公正推進室に、e-Rad を利用して提出（アップロード）してください。

なお、令和5年度版研究不正行為チェックリストを提出している研究機関は、上記にかかわらず申請は認められますが、この場合は、令和6年度版研究不正行為チェックリストを令和6年9月30日までに提出してください。

文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から予算の配分又は措置を受けて研究活動を行う機関以外は、研究不正行為チェックリストの提出は不要です。

文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から予算の配分又は措置を受けて研究活動を行う機関は、当該研究活動を行っている間、毎年度9月30日（9月30日が土日祝日の場合は、直前の営業日）までに研究不正行為チェックリストを提出することが必要です。

【URL】 https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1420301_00001.html

※ウェブページは、令和5年度版研究不正行為チェックリストに関する内容ですので、令和6年度になりましたら、文部科学省のウェブページを参照してください。

※注意：なお、提出には、e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となります。e-Rad への研究機関登録には通常2週間程度を要しますので、十分に注意してください。e-Rad 利用に係る手続きの詳細については、以下のウェブページを参照してください。

【URL】 <https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html>

(9) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく研究活動における不正行為に対する措置について

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、以下のとおり厳格に対応します。

(i) 交付決定の取消し等の措置

本事業の研究課題において、特定不正行為（捏造、改ざん、盗用）が認められた場合、事案に応じて補助金の交付決定の取消し・変更を行い、補助金の全部又は一部の

返還を求めます。また、翌年度以降の補助金の交付決定をしないことがあります。

(ii) 申請及び参加^{※1}の制限等の措置

本事業による研究論文・報告書等において、特定不正行為に関与した者や、関与したとまでは認定されなかったものの当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があると認定された者に対し、特定不正行為の悪質性等や責任の程度により、以下の表のとおり、本事業への申請及び参加資格の制限措置を講じます。

また、申請及び参加資格の制限措置を講じた場合、文部科学省及び文部科学省所管の独立行政法人が配分する競争的研究費制度等（以下「文部科学省関連の競争的研究費制度等」という。）の担当、他府省及び他府省所管の独立行政法人が配分する競争的研究費制度（以下「他府省関連の競争的研究費制度」という。）の担当に情報提供することにより、文部科学省関連の競争的研究費制度において、同様に、申請及び参加資格が制限される場合があります。

（※1）「申請及び参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、共同研究者等として新たに研究に参加すること、進行中の研究課題（継続課題）への研究代表者又は共同研究者等として参加することを指す。

特定不正行為に係る応募制限の対象者		特定不正行為の程度	応募制限期間	
特定不正行為に関与した者	1. 研究の当初から特定不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者		10年	
	2. 特定不正行為があつた研究に係る論文等の著者	当該論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらのものと同等の責任を負うと認定されたもの）	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	5～7年
			当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	3～5年
		上記以外の著者		2～3年
	3. 1. 及び2. を除く特定不正行為に関与した者			2～3年
特定不正行為に関与していないものの、特定不正行為のあつた研究に係る論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	2～3年	
			1～2年	

	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの
--	--

(iii) 他の競争的研究費制度等及び基盤的経費で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置

他の文部科学省関連の競争的研究費制度等や国立大学法人、大学共同利用機関法人及び文部科学省所管の独立行政法人に対する運営費交付金、私学助成金等の基盤的経費、他府省関連の競争的研究費制度による研究活動の不正行為により申請及び参加資格の制限が行われた研究者については、その期間中、本事業への申請及び参加資格を制限します。

「他の文部科学省関連の競争的研究費制度等」、「他省庁関連の競争的研究費制度」については、令和6年度以降に新たに公募を開始する制度も含まれます。なお、令和5年度以前に終了した制度においても対象となります。

(iv) 不正事案の公表について

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、当該事案の内容（不正事案名、不正行為の種別、不正事案の研究分野、不正行為が行われた経費名称、不正事案の概要、研究機関が行った措置、配分機関が行った措置等）について、文部科学省において原則公表します。

また、標記ガイドラインにおいては、調査の結果、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各機関において適切に対応してください。

※現在文部科学省において公表している不正事案については、以下のウェブサイトを参照してください。

【URL】 https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1360483.htm

(10) 研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修義務について

本事業へ参画する研究者等は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」にて求められている研究活動における不正行為を未然に防止するための研究倫理教育及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」にて求められているコンプライアンス教育を受講することになります。

提案した取組が選定された後、交付手続きを行う当該年度中に、実施責任者※は、参画する研究者等全員が研究倫理教育及びコンプライアンス教育を受講し、内容を理解したことを確認したという文書を提出することが必要です。

※実施責任者とは、基本的には研究機関の代表者又は本事業における責任者を想定しています。

(参考様式)

令和〇年〇月〇日

文部科学大臣 殿

〇〇大学長
〇〇 〇〇

研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修確認について

本事業に参画する研究者等全員が、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」にて求められている研究活動における不正行為を未然に防止するための研究倫理教育及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」にて求められているコンプライアンス教育を受講し、内容を理解したことを確認しました。

(10) 関係法令等に違反した場合の措置

関係法令・指針等に違反し、取組を実施した場合には、当該法令等に基づく処分・罰則の対象となるほか、補助金の交付をしないことや、補助金の交付を取り消すことがあります。

(12) 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）

研究機関では多くの最先端技術が研究されており、特に大学では国際化によって留学生や外国人研究者が増加する等により、先端技術や研究用資材・機材等が流出し、大量破壊兵器等の開発・製造等に悪用される危険性が高まっています。そのため、研究機関が当該補助事業により各種研究活動を行うにあたっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団など、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究機関による組織的な対応が求められます。

日本では、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）（以下「外為法」という。）に基づき輸出規制*が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外為法をはじめ、国の法令・指針・通達等を遵守してください。関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、法令上の処分・罰則に加えて、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

※ 現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合

で、一定の要件（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）の2つから成り立っています。

貨物の輸出だけでなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を非居住者（特定類型（※2）に該当する居住者を含む。）に提供する場合や、外国において提供する場合には、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メールやCD・DVD・USBメモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。

※2 非居住者の影響を強く受けている居住者の類型のことを言い、「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」1.(3)サ①～③に規定する特定類型を指します。

経済産業省等のウェブサイトで、安全保障貿易管理の詳細が公開されています。詳しくは以下を参照してください。

- ・ 経済産業省：安全保障貿易管理（全般）
<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/>
- ・ 経済産業省：安全保障貿易ハンドブック
<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/seminer/shiryo/handbook.pdf>
- ・ 一般財団法人安全保障貿易情報センター
<https://www.cistec.or.jp/index.html>
- ・ 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）
https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf

(13) 国際連合安全保障理事会決議第2321号の厳格な実施について

平成28年9月の北朝鮮による核実験の実施及び累次の弾道ミサイル発射を受け、平成28年11月30日（ニューヨーク現地時間）、国連安全保障理事会（以下「安保理」という。）は、北朝鮮に対する制裁措置を大幅に追加・強化する安保理決議第2321号を採択しました。これに関し、平成29年2月17日付けで28受文科際第98号「国際連合安全保障理事会決議第2321号の厳格な実施について（依頼）」が文部科学省より関係機関宛に発出されています。

同決議主文11の「科学技術協力」には、外為法で規制される技術に限らず、医療交流目的を除く全ての協力が含まれており、研究機関が当該委託研究を含む各種研究活動を行うにあたっては、本決議の厳格な実施に留意することが重要です。

安保理決議第 2321 号については、以下を参照してください。

○ 外務省：国際連合安全保障理事会決議第 2321 号 和訳（外務省告示第 463 号（平成 28 年 12 月 9 日発行））

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000211409.pdf>

(14) 研究設備・機器の共用促進について

「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」（令和 3 年 3 月 26 日閣議決定）や「統合イノベーション戦略 2023」（令和 5 年 6 月 9 日閣議決定）において、研究機器・設備の整備・共用化促進や、組織的な研究設備の導入・更新・活用の仕組み（コアファシリティ化）の確立、共用方針の策定・公表等が求められています。

文部科学省においては、大学等における研究設備・機器の戦略的な整備・運用や共用の推進等を図るため、「研究設備・機器の共用促進に向けたガイドライン」を令和 4 年 3 月に策定しました。

これらを踏まえ、本事業により購入する研究設備・機器について、特に大型で汎用性のあるものについては、所属機関・組織における共用システムに従って、当該研究課題の推進に支障ない範囲での共用、他の研究費等における管理条件の範囲内において、他の研究費等により購入された研究設備・機器の活用、複数の研究費の合算による購入・共用などに積極的に取り組んでください。その際、最新の研究設備・機器の活用による研究力強化のためにも、プロジェクト期間中でも共用化が可能であることを認識し、一層の共用化を検討することが重要です。なお、共用機器・設備としての管理と当該研究の研究目的の達成に向けた使用とのバランスを取る必要に留意してください。

また、大学共同利用機関法人自然科学研究機構において全国的な設備の相互利用を目的として実施している「大学連携研究設備ネットワーク」、各大学等において「新たな共用システム導入支援プログラム」や「コアファシリティ構築支援プログラム」等により構築している共用システムとも積極的に連携を図り、研究組織や研究機関の枠を越えた研究設備・機器の共用を促進してください。

○ 「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」（R3. 3. 26 閣議決定）

https://www8.cao.go.jp/cstp/tougosenryaku/togo2023_honbun.pdf

○ 「統合イノベーション戦略 2023」（R5. 6. 9 閣議決定）

https://www8.cao.go.jp/cstp/tougosenryaku/togo2022_honbun.pdf

○ 「研究設備・機器の共用促進に向けたガイドライン」（R4. 3 策定）

https://www.mext.go.jp/content/20220329-mxt_kibanken01-000021605_2.pdf

【参考：概要版 YouTube】 https://youtu.be/x29hH7_uNQo

○ 「大学連携研究設備ネットワーク」

<https://chem-eqnet.ims.ac.jp/>

○ 「新たな共用システム導入支援プログラム」

<https://www.jst.go.jp/shincho/program/sinkyoyo.html>

○ 「コアファシリティ構築支援プログラム」

(15) 博士課程学生の処遇の改善について

「第6期科学技術・イノベーション基本計画」（令和3年3月26日閣議決定）においては、優秀な学生、社会人を国内外から引き付けるため、大学院生、特に博士後期課程学生に対する経済的支援を充実すべく、生活費相当額を受給する博士後期課程学生を従来の3倍に増加すること（博士後期課程在籍学生の約3割が生活費相当額程度を受給することに相当）を目指すことが数値目標として掲げられ、「競争的研究費や共同研究費からの博士後期課程学生に対するリサーチアシスタント（RA）としての適切な水準での給与支給を推進すべく、各事業及び大学等において、RA等の雇用・謝金に係るRA経費の支出のルールを策定し、2021年度から順次実施する。」とされており、各大学や研究開発法人におけるRA等としての博士課程学生の雇用の拡大と処遇の改善が求められています。

さらに、「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」（令和2年12月3日科学技術・学術審議会人材委員会）においては、博士後期課程学生について、「学生であると同時に、研究者としての側面も有しており、研究活動を行うための環境の整備や処遇の確保は、研究者を育成する大学としての重要な責務」であり、「業務の性質や内容に見合った対価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払うなど、その貢献を適切に評価した処遇とすることが特に重要」、「大学等においては、競争的研究費等への申請の際に、RAを雇用する場合に必要な経費を直接経費として計上することや、RAに適切な水準の対価を支払うことができるよう、学内規程の見直し等を行うことが必要」とされています。

これらを踏まえ、本事業において、研究の遂行に必要な博士課程学生を積極的にRA等として雇用するとともに、業務の性質や内容に見合った単価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払うこととしてください。また、本事業へ応募する際には、上記の博士課程学生への給与額も考慮した資金計画の下、申請を行ってください。

（留意点）

- ・「第6期科学技術・イノベーション基本計画」では博士後期課程学生が受給する生活費相当額は、年間180万円以上としています。さらに、優秀な博士後期課程学生に対して経済的不安を感じることなく研究に専念できるよう研究奨励金を支給する特別研究員（DC）並みの年間240万円程度の受給者を大幅に拡充する等としています。
- ・「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」では、研究プロジェクトの遂行のために博士後期課程学生を雇用する場合の処遇について、「競争的研究費等で雇用される特任助教等の平均的な給与の額等を勘案すると、2,000円から2,500円程度[※]の時間給の支払いが標準的となるものと考えられる。」と示しています。

（※）競争的研究費等で雇用される特任助教等の平均的な給与の額等を勘案すると、博士後期課

程の場合 2,000 円から 2,500 円程度の時間給の支払いが標準的となるものと考えられる。

(令和 2 年 8 月に公表された「研究大学の教員の雇用状況に関する調査(速報版)」において、特任助教の給料月額中央値が存在する区分(40 万円以上 45 万円未満)の額について、休日等を除いた実労働日(19 日~20 日)の勤務時間(7 時間 45 分~8 時間)で除した上で、博士後期課程学生の身分であることを考慮して 0.8 を乗じるにより算定。)

- ・具体的な支給額・支給期間等については、研究機関にて御判断いただきます。上記の水準以上又は水準以下での支給を制限するものではありません。
- ・学生を RA 等として雇用する際には、過度な労働時間とならないよう配慮するとともに、博士課程学生自身の研究・学習時間とのバランスを考慮してください。

(16) URA 等のマネジメント人材の確保について

「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」(令和 3 年 3 月 26 日閣議決定)において、URA 等のマネジメント人材が魅力的な職となるよう、専門職としての質の担保と処遇の改善に関する取組の重要性が指摘されています。また「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」(令和 2 年 1 月 23 日総合科学技術・イノベーション会議)においても、マネジメント人材や URA、エンジニア等のキャリアパスの確立の必要性が示されています。

これらを踏まえ、本事業により、URA 等のマネジメント人材を雇用する場合には、事業実施期間を任期の長さとして確保するよう努めるとともに、他の外部資金の間接経費や基盤的経費、寄附金等を活用すること等によって可能な限り短期間とならないよう一定期間の任期を確保するよう努めてください。

あわせて、当該マネジメント人材のキャリアパスの確保に向けた支援として、URA 研修等へ参加させるなど積極的な取組をお願いします。また、当該取組への間接経費の活用も検討してください。

さらに、本事業では、事業実施期間終了後の自立的な運営に向けた取り組みを求めていることから、当該マネジメント人材と有期の雇用契約を締結している場合には、適切な評価等によって無期の雇用契約とするなど、当該マネジメント人材が安定的な職を得られる仕組みの導入が望まれます。

8. 問い合わせ先

本事業に関する問い合わせ先等は、以下のとおりです。

また、文部科学省及び科学技術振興機構のウェブサイトも参照してください。なお、公募開始後、公募要領や様式等に変更が生じる場合には、当該ウェブサイトでもお知らせします。

【URL】(公募情報、公募要領のダウンロード等)

科学技術振興機構：<https://www.jst.go.jp/shincho/koubo/>

<事業内容全般に関する問い合わせ先>

〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2

文部科学省 科学技術・学術政策局 人材政策課

人材政策推進室 基礎人材推進第二係

電話：03-6734-4021

E-mail：kiban@mext.go.jp

<書類作成・提出に関する問い合わせ先>

〒102-8666 東京都千代田区四番町5-3 サイエンスプラザ

科学技術振興機構 人財部 科学技術イノベーション人材育成室

受託業務グループ

科学技術人材育成費補助事業 審査担当

電話：03-5214-3404（代）

E-mail：stpp-koubo@jst.go.jp

9. スケジュール（予定）

- ・公募締切り：令和6年5月17日（金）15：00（厳守）
- ・公募説明会：令和6年3月中下旬 ※Webにて実施予定。
- ・審査：令和6年6月下旬～8月上旬
- ・選定結果の通知：令和6年8月下旬
- ・交付申請等：令和6年9月上旬
- ・交付決定：令和6年10月上旬

(別表)

費 目	種 別	備 考
設備備品費		設備備品（資産）を取得、製造する又は効用を増加させるための経費 ※設備備品の定義・購入手続は機関の規程等によるものとします。 。 ※不動産及び不動産附帯設備の購入はできません（定義は機関の規程等によるものとします。）。
人件費		雇用契約等を締結し事業に従事する者に、その労働の対価として支払うための経費。雇用主が負担するその法定福利費 ※人件費の算定に当たっては、機関の給与規程等によるものとします。
事業実施費	消耗品費	設備備品費に該当しない物品の購入経費 ※消耗品の定義・購入手続は機関の規程等によるものとします。
	国内旅費	国内での出張に係る経費。国内の外部協力者（実施機関に所属する者を除く）の招へいに係る旅費を含みます。 ※旅費の算定に当たっては、機関の旅費規程等によるものとします。
	外国旅費	外国での出張（国内の移動を含む）に係る経費 ※旅費の算定に当たっては、機関の旅費規程等によるものとします。
	外国人等招へい旅費	外国からの研究者等の招へいに係る経費 ※旅費の算定に当たっては、機関の旅費規程等によるものとします。
	諸謝金	外部協力者（実施機関に所属する者を除く）に対する会議への出席謝金、講演等に対する謝金 ※謝金の算定に当たっては、機関の謝金支給規程等によるものとします。
	会議開催費	学外者を含めた会議等に係る必要最低限の飲食代 ※飲食代等の支給に当たっては、各機関の規程等に従い必要最低限とします。ただし、アルコール類については補助金からは支出できません。
	通信運搬費	物品の運搬、データ通信に係る経費
	印刷製本費	資料等の印刷、製本に係る経費
	借損料	会議会場の借料、物品等の借損及び使用料に係る経費
	雑役務費	データ分析、ソフトウェア開発等の役務の提供に係る経費
	委託費	業務の一部の委託に係る経費
	光熱水費	本事業の実施に必要な光熱水費 ※本事業に関係しない光熱水費については、補助金で支払うことができないので、算出根拠を明確にしておいてください。
		研究専念支援経費